

訪 問 看 護 重 要 事 項 説 明 書

〔令和 年 月 日現在〕

あなたに対する訪問看護サービスの提供開始にあたり、厚生労働省告示第73条に基づいて、当事業者があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

1. 事業所の特色等

(1)事業の目的	有限会社つゆくさが設置する「訪問看護ステーションつゆくさ」の職員及び業務管理に関する重要事項を定め、ステーションの円滑な運営を図り、指定訪問看護事業の適正な運営及び利用者に対する適切な指定訪問看護の提供を目的とします。
(2)運営の方針	①訪問看護を提供することにより、生活の質を確保し、健康管理及び日常生活活動の維持・回復を図るとともに、在宅医療を推進し、快適な在宅療養ができるよう努めます。 ②事業の運営にあたって、介護保険法に基づき、ケアプランに沿った訪問看護を提供します。また、必要に応じて医療保険を利用し利用者や家族、主治医と相談し、適切に訪問看護を提供できるように努めます。 ③事業の運営にあたって、居宅介護支援事業所、関係区市町村及びその保健所や近隣の他の保健・医療又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を保ち、総合的なサービスの提供に努めます。

(3)その他

事 項	内 容
訪問看護計画書の作成及び評価	担当看護師がお客様の身体的状況や病気等の問題を専門的立場から分析し、主治医の指示及びお客様のご要望を踏まえて、「訪問看護計画書」を作成し、お客様に説明の上交付します。この「訪問看護計画書」は、介護支援専門員が作成した「居宅介護計画書」の目標と一致しているか話し合い、サービスを実施し、目標の達成状況等を評価し、その結果を1月に1回月末に「訪問看護報告書」に記載して主治医、介護支援専門員に報告します。
従業員研修	ステーション内・外研修を年間研修計画に基づき実施しています。
特別な訪問看護	難病・認知症・医療機器管理が必要な疾患の看護・在宅ターミナルケアも実施しています。

2. 費用

(1)介護保険対象サービス

介護保険の適用がある場合は、原則として下記の負担額(厚生労働大臣が定める基準による額の一割)となります。但し、保険給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。

お客様の負担額は、以下のとおりです。

※料金表のカッコ内は2・3割負担の料金です。

※「訪問看護指示書」発行には、別途文書料金を医療機関にお支払い下さい。

【訪問看護費 料金表】

所要時間	基本料金 (自己負担分)	夜間・早朝	深夜
20分未満	356円 (712円・1,068円)	445円 (890円・1,335円)	534円 (1,068円・1,602円)
30分未満	535円 (1,070円・1,605円)	669円 (1,338円・2,007円)	803円 (1,606円・2,409円)
30分以上 1時間未満	935円 (1,870円・2,805円)	1,169円 (2,338円・3,507円)	1,403円 (2,806円・4,209円)
1時間以上 1.5時間まで	1,282円 (2,564円・3,846円)	1,603円 (3,206円・4,809円)	1,923円 (3,846円・5,769円)

※夜間(午後6時から午後10時)、早朝(午前6時から午前8時)は25%増し、

深夜(午後10時から午前6時)の場合は、50%増しの金額となります。

《定期巡回・随時対応型訪問介護看護》カッコ内は2・3割負担の料金です。

要介護1～4	3,368円(6,736円・10,104円)
要介護5	4,280円(8,560円・12,840円)

《その他の加算金額》カッコ内は2・3割負担の料金です。

退院時共同指導加算	1回につき 684円(1,368円・2,052円)
初回加算	1月につき 342円 (684円・1,026円)
緊急時訪問看護加算 (利用者の同意のもとに利用者・家族 に対して24時間連絡体制のある場合)	1月につき 655円(1,309円・1,963円)
特別管理加算(Ⅰ)※1	1月につき 570円(1,140円・1,710円)
特別管理加算(Ⅱ)※2	1月につき 285円 (570円・855円)
長時間訪問看護加算 (特別管理加算の対象者に対して、 1回の時間が1時間30分を超える 訪問看護を行った場合)	1回につき 342円 (684円・1,026円)
複数名訪問加算	
30分未満	1回につき 290円 (579円・869円)
30分以上	1回につき 459円 (917円・1,375円)
看護・介護職員連携強化加算	1月につき 285円 (570円・855円)
ターミナルケア加算	2,280円(4,560円・6,840円)
サービス提供体制強化加算	1回につき 7円(14円・ 21円)
(定期巡回・随時対応型訪問介護看護)	1月につき 57円(114円・ 171円)

※1 在宅悪性腫瘍患者指導管理等を受けている状態や留置カテーテル等を使用している状態の場合。

※2 在宅酸素療法指導管理等を受けている状態や真皮を越える褥瘡の状態等の場合。

(2)介護保険対象外サービス

《全額有料サービス》

所要時間	基本料金	夜間・早朝	深夜
30分未満	4,000円	5,000円	6,000円
30分以上1時間未満	8,500円	10,625円	12,750円
1時間以上30分増す毎に	3,000円	3,750円	4,500円

※個別契約となり、夜間(午後6時～10時)、早朝(午前6時～8時)は25%増し、深夜加算は、50%増しの金額となります。

(3)その他の有料サービス

訪問看護の内容	料金
ご遺体のお世話 (死後処置料)	10,000円

※自宅での看取りについてはご相談ください。

(4)交通費

3の事業実施地域にお住まいの方は無料です。
それ以外の地域にお住まいの方は交通費の実費が必要となります。

(5)その他の費用

サービスの実施に必要な居宅の水道、ガス、電気、電話等の費用は、お客様の負担となります。

(6)キャンセル料

無料

(7)利用料等のお支払い方法

毎月、10日までに前月分の請求をいたしますので、20日までに職員に直接現金でお支払いください。(銀行振り込みをご希望される場合はご相談下さい。ただし、振込手数料はご利用者様の負担となります。)

3. 事業の実施地域

事業の実施地域	板橋区内及び豊島区、練馬区小竹町1丁目～2丁目
---------	-------------------------

※上記以外でもご希望の方はご相談ください。

4. 営業日

営業日	営業時間
平日 月曜日から金曜日	9:00～17:00
営業しない日(休日)	土曜日・日曜日・祝祭日・12月29日～1月3日

※ 上記以外でもご希望の方はご相談ください。

5. 訪問看護サービスの内容

訪問看護提供時間:回数	内容
20分未満 30分未満 60分未満 90分未満	体調チェック・療養相談

6. (1) サービス内容に関する苦情等相談窓口

当事業所お客様相談窓口	窓口担当者 高梨 暁子 苦情相談責任者 高梨 暁子 ご利用時間 9:00～17:00 ご利用方法 電話(03-5986-7334) 面接(面談室)
-------------	--

(2) その他の苦情相談窓口

相談窓口	担当	電話
東京都	東京都国民健康保険連合会	03-6238-0177
板橋区	健康生きがい部介護保険課 介護保険苦情相談室	03-3579-2079
豊島区	豊島区介護保険課 相談グループ	03-3981-1942
練馬区	練馬区介護保険課	03-3993-1111

7. 訪問看護事業者の概要

法人種別 名称	有限会社 つゆくさ
代表者名	野村 博美
事業所名	訪問看護ステーションつゆくさ
所在地・連絡先	(住所) 東京都板橋区幸町10-6 (電話) 03-5986-7334(FAX) 03-3959-2854
指定事業者番号	1367196116
管理者	高梨 暁子
従業者	正看護師 常勤換算2.5人以上(内1名は常勤)とする 常勤1名は管理者と兼務

8. 緊急時等における対応方法

サービス提供中に病状の急変などがあった場合は、速やかにお客様の主治医、救急隊、緊急時連絡先(ご家族等)、居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業者等へ連絡をします。

主治医	病院名及び所在地	病院名 _____ 住所 _____
	医師名	_____
	電話番号	① _____ () _____ ② _____ () _____
ご家族	氏名(続柄)	_____ () _____
	住所	_____
	電話番号	① _____ () _____ ② _____ () _____

9. 事故発生時の対応方法

サービス提供により事故が発生した場合は、速やかにお客様の緊急連絡先(ご家族等)、主治医、居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業者、区市町村等へ連絡を行い、その原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。

また、事故によりお客様の生命、身体、財産に損害が発生した場合は、事業者は速やかにその損害を賠償します。お客様の責めをきすべき事由につきお客様及びご家族が事業者及び担当者の生命、身体、財産に損害を及ぼした場合は、損害賠償が発生する場合があります。

10. お客様へお願い

- (1) サービス利用の際には、介護保険被保険者証と負担割合証、居宅介護支援事業者が交付するサービス利用票を提示してください。また、これらの書類の内容等に変更が生じた場合は、必ず、再度ご提示ください。なお、難病受給者証をお持ちの方はお知らせください。
- (2) やむを得ず訪問予定の変更を希望される場合は、前日までにご連絡ください。

